

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第13号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市山科駅前駐車場の項中「午前0時30分」を「午前1時」に改め、同表京都市四条烏丸駐車場の項中「午前7時30分から午後12時まで」を「午前4時30分から翌日の午前1時まで」に改める。

別表第4京都市山科駅前駐車場の項中「午前0時30分」を「午前1時」に改め、同表京都市四条烏丸駐車場の項中「午前8時」を「午前4時30分」に、「午前7時30分」を「午前4時30分」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(京都市建設局自転車政策推進室)